

事務連絡
令和元年10月25日

一般社団法人全国農業会議所農政・経営対策部長
北海道農政部農業経営局農業経営課長
地方農政局経営・事業支援部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部経営課長

殿

(農林水産省) 経営局就農・女性課長

台風第19号に係る農業次世代人材投資事業の取扱いについて

平素より農業次世代人材投資事業の適正な実施に御尽力いただき、ありがとうございます。

さて、台風第19号により被災した農業次世代人材投資事業の交付対象者に対する取扱いについては、農業者の被害状況、農業経営への影響等を勘案の上、別紙「研修先又は交付対象者が被災した場合の考え方について」のとおり、柔軟な御対応をよろしくお願いします。また、交付主体におかれては、交付対象者から交付申請があった場合には、早期に支払いができるよう、迅速な事務手続きに努めていただきますようお願いいたします。

本件について、貴職より貴局管内の都府県に対して十分周知徹底いただくようお願いいたします。

【問い合わせ先】

農林水産省経営局就農・女性課
就農促進グループ 阿部、鈴木、多田
TEL : 03 - 3502-6469

研修先又は交付対象者が被災した場合の考え方について

(1) 研修実施日数又は農業生産等の従事日数の考え方について

交付対象者が研修先指導者の立ち会いの下で実施する研修先の復旧作業※や自らの営農継続に向けた復旧作業※を、研修実施日数又は農業生産等の従事日数として加えてよいこととする。

※復旧作業の例

被災した農業施設等の片付け及び再建作業、用水路等の生産基盤の整備にかかる工事作業、農地や農業機械・施設等を確保するための情報収集・売買交渉、新規作物等に関する技術習得等

(2) 研修状況報告又は就農状況報告の提出及び研修実施状況又は就農状況の確認について

被災により研修状況報告又は就農状況報告に添付する書類が紛失した場合、交付対象者は提出可能な添付書類のみの報告でよいこととする。

また、作業日誌等添付書類の不備や圃場の作物の流出等により交付主体が研修実施状況又は就農状況の確認を行うことが困難な場合は、交付対象者及び関係者（研修先指導者、普及指導員、農業委員、近隣農業者等）からの聞き取り等による確認をもって適切な研修又は就農を継続していたと判断してよいこととする。

(3) 研修又は農業経営を休止する場合について

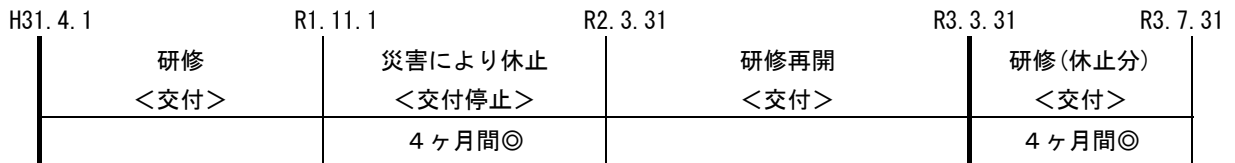
研修又は就農意欲はあるものの、研修先の被災や交付対象者の農地や農業機械・施設の被災により研修実施日数（概ね年間 1200 時間以上）又は農業生産等の従事日数（年間 150 日かつ年間 1200 時間以上）を確保できない場合等については、平成 30 年 10 月 9 日以降、交付対象者は以下の手続※により、当該休止期間に相当する期間、交付期間を延長することができるものとする。なお、休止期間は 1 度の災害につき最長 1 年間とする。

※手続

- ① 交付対象者は、休止届に被災証明書等被災が確認できる書類を添付したものを交付主体に提出する。
- ② 交付主体は、休止届の内容を確認し、適当と判断した場合、資金の交付を休止する。
- ③ 交付対象者は、研修又は農業経営を再開する際には、再開届を交付主体に提出する。併せて、研修計画又は青年等就農計画等の交付期間、研修内容や収支計画等についても、必要に応じ交付主体に変更申請を行う。

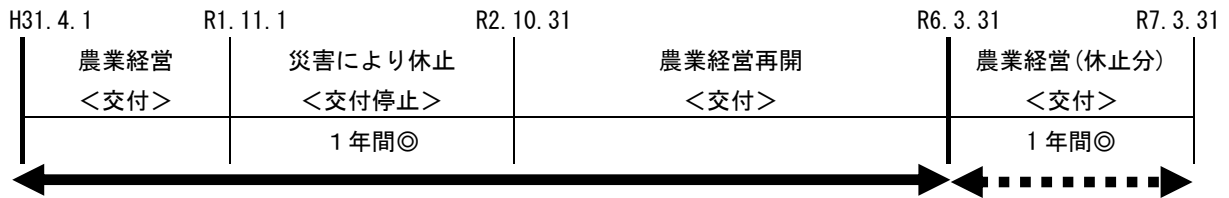
【休止の具体例】

<準備型>



全体は2年4ヶ月間だが、交付期間は2年間となる

<経営開始型>



全体は6年間だが、交付期間は5年間となる